

重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・法人名 社会医療法人河北医療財団
- ・施設名 あいクリニック
- ・開設年月日 平成28年12月1日
- ・所在地 東京都多摩市貝取1431-3
- ・電話番号 042-375-9562
- ・管理者名 院長 濱谷 弘康
- ・介護保険指定番号 1315022736号

(2) あいクリニック通所リハビリテーションの目的と運営方針

あいクリニック通所リハビリテーションは、看護、医学的管理の下での介護及びリハビリテーションなどを提供し、利用者の自立を支援することを目的とした施設であり、通所者の能力を適性に評価し、その能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅での生活を1日でも長く継続できるよう通所リハビリテーションサービスを提供し、地域におけるケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[あいクリニック通所リハビリテーションの運営方針]

- 1 通所リハビリテーション事業では、利用者本人が望む活動を通して家庭生活での日常生活活動の拡大、介護者負担の軽減、生活レベルの維持および社会性の拡大を目指します。
- 2 利用者自身が選択し、自らの意思で参加できるメニューを旨とし、利用者のいきがい生活を支援します。
- 3 それぞれの身体機能、精神機能の状態、またそれぞれの希望に合わせたコースを複数設定し、利用者のニーズに個別的に応えます。
- 4 地域の中で有効な社会資源となれるよう、通所リハビリテーション事業としての役割を常に考え適正なサービスを提供していきます。
- 5 利用者自身の生活の中での不安と共に、ご家族の不安を少しでも軽減できるよう、常に利用者、ご家族の生活全般の相談に応えていきます。

※別紙2「あいクリニック通所リハビリテーションをご利用にあたって」もあわせてご参照ください。

(3) 通所リハビリテーションの職員体制 () はうち兼務人数

職種、職員数、職務内容は次のとおりとする。

	人数	業務内容
・医師	1名以上 (1名)	日常的な医学的対応
・看護職員	1名以上	医師の指示に基づいた医療行為等

・介護職員	3名以上	施設サービス計画に基づいた介護の実施
・支援相談員	1名以上	相談援助等
・リハビリ職員 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2名以上	機能訓練の実施、職員・利用者・家族への指導
・事務職員	1名以上	事務全般
・その他	4名以上	送迎業務

(4) 通所定員 40名

2. 事業内容

当施設は、日帰りでの介護やリハビリテーション（通所リハビリテーション）のサービス事業を行っています。

営業日：月曜日から金曜日 休業日：土曜日、日曜日、年末年始（12/30～1/3）

営業時間：午前8時30分から午後5時00分

内サービス提供時間は午前9時00分から午後5時00分

3. サービス内容

① 介護サービス計画（ケアプラン）に基づいた目標指向的介護

② 医学的管理の下での看護・介護・リハビリテーション

③ 日常的な医療管理

④ 食事の提供

昼食 12時00分～14時00分

⑤ 入浴

ケアプランに基づき入浴のサービスを提供します。利用者の身体の状態に応じて中止となることや清拭となる場合があります。特別な介助を要する方には機械浴槽もございます。

⑥ 日常生活の介護

通所での活動はリハビリテーションそのものです。目標に向けて、ご自身でできることはご自身でやっていただきます。また、生活の中のレクリエーションを大切に考えています。

⑦ 相談援助サービス

利用目的（目標）の変更、その他日常生活に関することまで、何なりとご相談下さい。

⑧ その他

ご利用者が目標に向かって前向きに取り組めるよう、職員一同努力しております。困ったことがあれば何なりとご相談下さい。

4. 利用料について

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表によりお支払い頂きます。

(2) 食材料費 700 円 (税込み)、おやつ代 190 円 (税込み)、日用生活品費 (実費相当額)、教養娯楽費 (実費相当額)、基本時間外施設利用料、おむつ代、キャンセル料 (送迎費用 + 実費相当額)、その他の費用 (利用者個人に帰する物品等) 等利用料を、別に定める利用料金表によりお支払い頂きます。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関 1

名 称 社会医療法人河北医療財団 天本病院

住 所 東京都多摩市中沢 2-5-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

◇緊急時の搬送先

原則として「契約書」にご記入いただいた搬送先に搬送します。

但し、相手先が受け入れ不可能な場合や特にご指定の無い場合は施設にお任せいただきます。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 当施設の理念・方針 (「あいクリニック通所リハビリテーションご利用にあたって」) を十分にご理解いただいた上でご利用下さい。
- ・ 通所リハビリテーションの通常の送迎実施地域範囲は多摩市の一部 (愛宕・東寺方・一ノ宮・関戸・貝取・永山・馬引沢・聖ヶ丘・百草・落川・諏訪・乞田・桜が丘・連光寺・和田)、日野市の一部 (百草 999 番地) です。その他の地域の方はご相談下さい。
- ・ キャンセルは利用当日の午前 8 時までにご連絡をお願い致します。それ以降のキャンセルにつきましては、別途料金表にて定める料金を頂きます。
- ・ 飲酒・喫煙は、利用者の状況を勘案し、医師の許可制としておりますのでご了承下さい。
- ・ 火気の取扱いは禁止させていただいております。喫煙などでやむを得ず必要とする場合には、職員の管理とさせていただきます。その場合も館内ではお断りしております。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みについては別に定める「利用者の所持品・備品等の持ち込みについてのお願い」をご参照ください。あらかじめお申し出いただき、職員の管理となっているもの以外の所持品の破損・紛失の責任は負いかねますのでご了承下さい。
- ・ 施設内での宗教活動はお断りします。他のご利用者を勧誘したり、宗教に関するパンフレットや書物を配布することも禁止しております。
- ・ 他の利用者に対する「営利行為、特定の政治活動等」は、禁止しております。
- ・ その他職員、利用者への迷惑行為は禁止します。特に性的嫌がらせや暴力行為に対しては、責任能力の有無に関わらず厳しい対応をとらせていただきますのでご了承下さい。

7. 非常災害対策

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っております。

避難訓練等で、ご利用者にはご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

8. 職員の質の確保

施設職員の資質向上のために、定期的に研修を実施しています。

9. 衛生管理

当施設では、衛生管理について以下の事項を実施しています。

- ・利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めます。
- ・食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水周り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行います。
- ・毎月1回、厨房部門の内部監査を実施しています。
- ・定期的に鼠族、昆虫の駆除を行います。

10. 守秘義務

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を徹底するとともに、同内容を雇用契約にも盛り込んでいます。

個人情報保護に関する方針、個人情報の通常の利用範囲については、施設内の掲示をご覧ください。

11. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

（電話042-375-9562）

その他苦情処理窓口を下記の通り設置しております

（電話042-375-9640）

時 間 午前9時～午後5時（月～金） 担当：総務課

また、受付等に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、お申し出いただくこともできます。

この他、下記の窓口にお申し出いただくこともできます。

多摩市役所介護保険課（電話042-338-6901）

稲城市市役所高齢福祉課（電話042-387-2111）

八王子市役所介護保険課（電話042-620-7414）

日野市役所高齢福祉課（電話042-585-1111）

国民健康保険団体連合会（電話03-6238-0177）

12. 事故発生時の対応

事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講じます。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置に対して記録します。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

1 3. 損害賠償責任

サービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して損害を賠償するものとします。

利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び代理人は連帯して事業者に対してその損害を賠償するものとします。

但し、事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。特に、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- ① 利用者が本契約締結時にその心身状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に対する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行ったために専ら起因して損害が発生した場合

1 4. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

1 5. その他運営に関する重要事項

- ・地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えてご利用頂くことはお受けできません。
- ・介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに施設運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、その都度社会医療法人河北医療財団あいクリニック運営会議において決定致します。